退職共済年金の支給開始年齢の引き上げと繰上げ支給

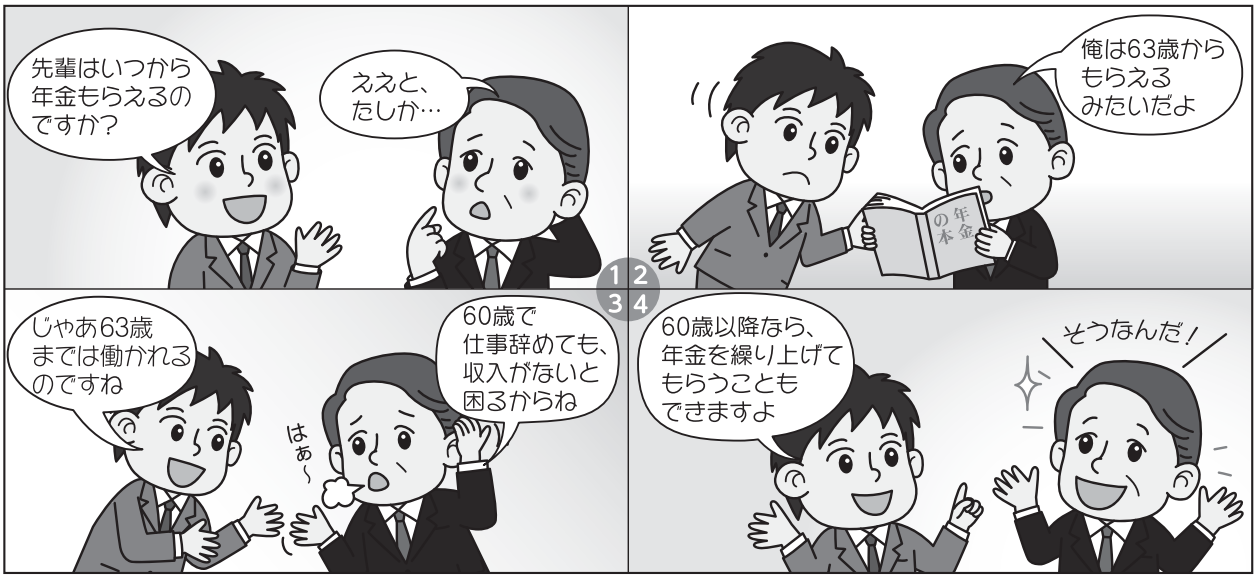

退職共済年金の支給開始年齢が引き上げられます

退職共済年金は、原則として65歳から支給されることになっていますが、一定の条件を満たせば、65歳未満でも生年月日に応じた「特例による退職共済年金」が支給されます。「特例による退職共済年金」は従来60歳から支給されることとなっていましたが、下表のとおり支給開始年齢が引き上げられています。

退職共済年金の支給開始年齢のスケジュール

	一般組合員	特定消防組合員（※1）	支給開始年齢	支給時期のイメージ
①	昭和28年4月2日生～昭和30年4月1日生	昭和34年4月2日生～昭和36年4月1日生	61歳	61歳 65歳 特例による退職共済年金 退職共済年金 老齢基礎年金（国民年金） 加給年金額（※2）
②	昭和30年4月2日生～昭和32年4月1日生	昭和36年4月2日生～昭和38年4月1日生	62歳	62歳 65歳 特例による退職共済年金 退職共済年金 老齢基礎年金 加給年金額
③	昭和32年4月2日生～昭和34年4月1日生	昭和38年4月2日生～昭和40年4月1日生	63歳	63歳 65歳 特例による退職共済年金 退職共済年金 老齢基礎年金 加給年金額
④	昭和34年4月2日生～昭和36年4月1日生	昭和40年4月2日生～昭和42年4月1日生	64歳	64歳 65歳 特例による退職共済年金 退職共済年金 老齢基礎年金 加給年金額
⑤	昭和36年4月2日生～	昭和42年4月2日生～	65歳	65歳 退職共済年金 老齢基礎年金 加給年金額

※1 特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、組合員期間等が25年以上（生年月日による経過措置あり）あり、かつ、退職時または受給権発生時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

なお、特定消防組合員の支給開始年齢の引き上げについては、特例により一般組合員に比べ6年遅れで実施されています。

※2 加給年金額は一定の支給要件を満たした配偶者や子のある方に加算されるものです。

（注）平成27年10月1日以降は被用者年金制度の一元化により共済年金は厚生年金に統一されますが、支給開始年齢に変更はありません。

退職共済年金を繰上げて受給することができます

年金の受給資格期間を満たしている場合は、請求を行えば60歳以降の任意の時期から繰上げて受給することができます。ただし、繰上げて受給すると、年金額は一定の割合で生涯減額されて支給されます。また、繰上げ請求できる年金は、前頁の支給開始年齢に応じて異なります。（下記は一般組合員の場合です。特定消防組合員の場合は一部異なります。）

昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれ　（前頁①～④）の一般組合員の方の場合

60歳から支給開始年齢になるまでに、特例による退職共済年金と併せて老齢基礎年金を同時に繰上げて受給することとなります。

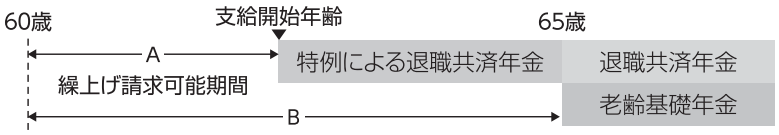

繰上げ支給される年金額の計算方法

- **退職共済年金の額**＝退職共済年金の額－（退職共済年金の額×0.5%×A月）
  （特例による退職共済年金も含む）
- **老齢基礎年金の額**＝老齢基礎年金の額－（老齢基礎年金の額×0.5%×B月）

昭和36年4月2日以降生まれ　（前頁⑤）の一般組合員の方の場合

60歳から65歳になるまでに、退職共済年金と併せて老齢基礎年金を同時に繰上げて受給することとなります。

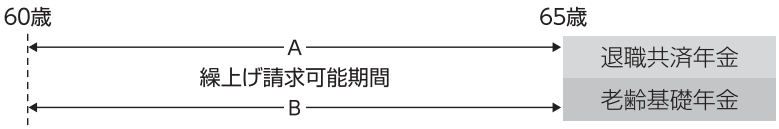

繰上げ支給される年金額の計算方法

- **退職共済年金の額**＝退職共済年金の額－（退職共済年金の額×0.5%×A月）
- **老齢基礎年金の額**＝老齢基礎年金の額－（老齢基礎年金の額×0.5%×B月）

計算してみよう！

例）支給開始年齢63歳の一般組合員が、60歳で繰上げ請求をしたとき

（退職共済年金の額を1,000,000円、老齢基礎年金の額を786,500円とした場合）

繰上げ請求しない場合

60歳で繰上げ請求した場合

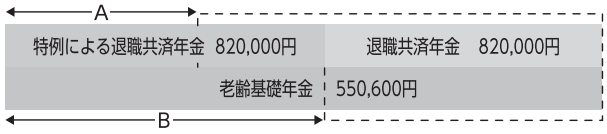

繰上げ支給される年金額の計算式

- **退職共済年金の額**（特例による退職共済年金も含む）
  1,000,000円－（1,000,000円×0.5%×36月）
  ＝**820,000円**（63歳から60歳までの**3年間を繰上げ**るので、Aの期間は**36月**となります。）
- **老齢基礎年金の額**
  786,500円－（786,500円×0.5%×60月）
  ≒**550,600円**（65歳から60歳までの**5年間を繰上げ**るので、Bの期間は**60月**となります。）

繰上げ請求する場合の注意点

- 一度請求すると、変更することはできません。また、生涯減額されたまま支給されます。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害共済（基礎）年金の請求をすることができなくなります。